

令和９年度
施設等利用給付認定申請のしおり

認可外保育施設等（＊1）を利用されている方の利用料が無償化の対象となるには、施設等利用給付申請および保育の必要性の認定が必要となります。

ただし、**幼稚園・保育所・認定こども園等を利用されている方は対象となりません。**（＊2）

しおりの内容をご確認いただき、申請書類および添付書類を八女市役所子育て支援課に提出してください。

＊1）認可外保育施設等とは、**認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）**のことをいいます。

＊2）利用している幼稚園等で預かり保育が実施されていない、もしくは、預かり保育が一定の基準未満の場合、 認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

提出書類

- ☐ **子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届**（記入例を参照）
- ☐ **保育の必要性を証明する書類**（２ページの３を参照）
- ☐ **マイナンバー（個人番号）台帳兼届出書**（３ページの４を参照）

＜保育所等の利用申し込みをしていない場合＞

- ☐ **保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書**

１．施設等利用給付の対象者および利用料（令和９年４月１日時点の年齢）

無償化の対象となるためには、**「保育の必要性の認定」**を受ける必要があります。

３歳～５歳児

月額 40,300 円までの利用料が無償化（自己負担後の払戻し）

ただし、（＊2）に該当する場合は 12,300 円から預かり保育に係る施設等利用費を控除した額が上限

０歳～２歳児（市区町村民税非課税世帯の

月額 45,700 円までの利用料が無償化（自己負担後の払戻し）

ただし、（＊2）に該当する場合は 17,700 円から預かり保育に係る施設等利用費を控除した額が上限

＜注意＞

- 実費として徴収されている費用（給食費、おやつ代、バス代等）は、無償化の対象となりません。

➢ 給付を受けるには、施設等が発行する利用料の領収証等を添付して請求書を提出していただく必要があります。

２．施設等利用給付認定種別（令和９年４月１日時点の年齢）



新２号認定	３歳～５歳児で保育の必要性がある子ども
新３号認定	０歳～２歳児で保育の必要性があり、市区町村民税非課税世帯である子ども

３．保育の必要性を証明する書類



次のうち父母それぞれに該当するものを提出してください。

保育を必要とする理由	保育の必要性を証明する書類
就労	「就労（就労予定）証明書」 ＊１か月当たり６０時間以上の就労が必須
妊娠・出産	「母子手帳（写）」…表紙及び分娩予定日が記入されたページ ＊産前3か月から産後2か月（出産月を除く）までが有効期間
疾病・障がい等	「身体障害者手帳等（写）」 または 「入院や通院が確認できる書類（写）」 など
介護・看護	「介護保険証（写）」 または 「診断書」 など
災害復旧	「申立書」 および 「罹災証明書」
求職活動 （起業準備含む）	「求職中を証明する書類（ハローワークカード（写）など）」 ＊求職の場合、認定日から９０日目が属する月の末日までが有効期間
就学 （職業訓練含む）	「在学証明書」 など
育児休業	「就労（就労予定）証明書」 ＊育児休業法等に基づく育児休業期間が属する月の末日までが有効期間
その他 （新生児の育児等）	「申立書」 など ＊新生児の育児の場合は書類不要、満１歳の誕生日が属する月の末日までが有効期間

※1 兄や姉の令和８年１１月現況届の添付書類として提出済の場合、書類の提出は不要です。（状況が変わらない場合のみ）

※2 きょうだい児同時の認定申請の場合、書類の提出は１組で結構です。

４．マイナンバー（個人番号）台帳兼届出書

施設等利用給付認定の事務手続きにおいて、マイナンバー（個人番号）を利用します。

世帯分離に関係なく同居している人全員について記入し、提出の際に申請者（来所者）の**「番号確認書類**※3**」**および**「身元確認書類**※3**」**の提示をお願いします。提出いただいた個人番号及び特定個人情報は、法令に従い、以下の事務処理をするために必要な範囲を超えて取り扱うことはいたしません。

＜取扱事務一覧＞
・資料の提供等の求めに関する事務
・施設等利用給付認定に関する事務
・施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
・教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務
・届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
・職権による施設等利用給付認定の変更に関する事務

※1 教育・保育給付認定申請時に提出済の場合、書類の提出は不要です。
※2 きょうだい児同時の認定申請の場合、マイナンバー書類の提出は１組で結構です。
※3 番号確認書類および身元確認書類については、「マイナンバー（個人番号）台帳兼届出書」の裏面をご覧ください。

５．留意事項

➢ 認定について

申請日より前に遡っての認定は行いません。

➢ 求職活動について

「求職活動」を理由に認定できるのは３か月間です。引き続き認定を希望される場合は、期限までに就労していることを証明する書類を八女市役所子育て支援課に提出してください。

➢ 認定の取消しについて

次に該当する場合等には認定が取消しとなりますのでご注意ください。

・市外へ転出した場合
・保育を必要とする事由がなくなった場合
・新３号認定の方が課税世帯となった場合
・教育・保育給付の２号または３号認定で認可保育所等の利用を開始した場合
・企業主導型保育事業の利用を開始した場合

➢ 認定後、次に該当する場合はすみやかに八女市役所子育て支援課へご連絡ください。

・世帯状況に異動（保護者の離婚、婚姻、死亡等）があった場合や確定申告の修正申告等により市区町村民税額が変更になった場合
・八女市内外を問わず、転居される場合

【お問い合わせ先】
八女市役所　健康福祉部
子育て支援課　こども保育係
電話：０９４３－２３－１３５１

子育てのための施設等利用給付認定・変更申

新規の方の記入例
※保育の必要性がある方が対象

八女市長　　申

【申請（届出）にあたって同意していただく事項】
1. 市が施設等利用給付認定の審査並びに副食費徴収に係る補足給付の決定に必要な市民税の情報および世帯情報を閲覧すること、あるいは市町村民税の情報を他の市町村長へ照会することがあります。
2. 施設等利用給付認定や施設等利用費の支給および副食費徴収に係る補足給付に関する情報は、施設・事業者に提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法第３０条の１１第３項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受け[illegible]
4. 申請（届出）日に関わらず、子ども・子育て支援法第３０条の５第５項の規定に基づき、[illegible]
5. 申請（届出）内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 施設等利用給付認定に関する事務において、教育・保育給付認定申請の際に提出されたマ[illegible]

以上のことに同意し、新制度未移行の幼稚園、認定こども園（国立等）、特別支援学[illegible]り事業、病[illegible]用給付認定を希望するので、[illegible]また
※ 幼[illegible]時間を含む平日の預かり保育の提供[illegible]日の合計）開所日数200日未満」の[illegible]の要件に該当する場合には、認可外保育施設等の利用も施設等利用給付の対象となります。

「新規」に☑をしてください。

サービスの利用開始日を記入してください。
※認定希望日時点で保育の必要性の要件に該当する必要があります。
※申請日より前に遡って認定はできません。

申請区分		☑新規　□変更　□現況届	認定希望日（施設利用開始日）		令和９年４月１日
申請者（保護者）	フリガナ	ヤメ　タロウ	生年月日	児童との続柄	電話番号
	氏名	八女　太郎	昭和６１年４月２８日	父	父　（☑携帯　□勤務先） 090－1234－5678
	現住所	〒　834-0031 八女市本町６４７番地７　市役所ハイツ３０２号			母　（☑携帯　□勤務先） 090－2345－6789
	R8年1月1日現在の住所	父）〒 833-0115　□同上 広川町大字新代１５１９番地１ コーポ竜光寺１０１号	母）〒　－　☑同上		その他（祖父） 0943－24－1351
申請する児童	フリガナ	ヤメ　コジロウ	生年月日	年齢	施設名
	氏名	八女　小次郎	令和３年７月１１日	R9年4月1日現在 5 歳	※幼稚園・認定こども園利用の場合
	認定種別	□【新１号】満３歳以上 ☑【新２号】保育の必要性があり、満３歳に達する日以後の最初の３月３１日を経過している □【新３号】保育の必要性があり、満３歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある　かつ　市町村民税非課税世帯			

①世帯の状況（同居者（世帯分離含む）全員、また別居の父母も記入してください。）

児童が属する世帯の世帯員（申請する児童を除く）	氏　名	児童との続　柄	生年月日	就労先または学校名等	備考
	八女　太郎	父	□大 ☑昭 □平 □令 61.4.28	（株）海山商事	☑同居 □別居
	八女　花江	母	□大 ☑昭 □平 □令 63.11.7	デンタル本村	☑同居 □別居
	八女　ゆず	姉	□大 □昭 ☑平 □令 ××.3.16	福島小学校	☑同居 □別居
	八女　駈	兄	□大 □昭 ☑平 □令 ××.6.15	サンビレッジ幼稚園	☑同居 □別居
	八女　一徹	祖父	□大 ☑昭 □平 □令 18.1.1	無職	☑同居 □別居
	八女　里子	祖母	□大 ☑昭 □平 □令 22.10.21	農業	☑同居 □別居
	八女　シズヱ	曾祖母	□大 ☑昭 □平 □令 ××.5.20	無職	☑同居 □別居

※申請する児童を含む世帯員の個人番号については、別紙様式に記載してください。

認定種別が【新１号】の場合は裏面の②まで、【新２号】または【新３号】の場合は③まで記入してください

②利用する（予定含む）施設・事業者名

施設・事業者名	利用するサービスの種類	利用開始予定日
○○保育園	□幼稚園（子ども・子育て新制度未移行）　□特別支援学校幼稚園部 □預かり保育　☑認可外保育　□一時預かり　□病児保育　□子育て援助活動	令和9年4月1日
△△△△	□幼稚園（子ども・子育て新制度未移行）　□特別支援学校幼稚園部 □預かり保育　□認可外保育　☑一時預かり　□病児保育　□子育て援助活動	令和9年4月1日
	□幼稚園（子ども・子育て新制度未移行）　□特別支援学校幼稚園部 □預かり保育　□認可外保育　□一時預かり　□病児保育　□子育て援助活動	年　月　日

利用しているサービスごとに記入してください。

③保育を必要とする理由（認定種別が【新２号】または【新３号】の場合のみ記入）

※該当する区分にチェックをし、必要事項を記入してください。

※保育の必要性を証明するため、該当する添付書類を提出してください。

父：就労
母：妊娠中　の場合

区　分	父の状況	母の状況
☑ 就労 → 〔添付書類〕 ☑就労（就労予定）証明書		
就労状況	☑就労中 □就労予定（　年　月　日～）	□就労中 □就労予定（　年　月　日～）
☑ 妊娠・出産 → 〔添付書類〕 ☑母子手帳（写）		
出産予定日		令和9年4月20日
□ 疾病・障がい等 → 〔添付書類〕 □身体障害者手帳等（写）　または　□受診状況が確認できる書類（写）		
病名・障がい名	（手帳交付） □有　□無	（手帳交付） □有　□無
病院名		
状況	□入院　□通院（週・月　日）　□寝たきり （期間：　年　月　日～　年　月　日）	□入院　□通院（週・月　日）　□寝たきり （期間：　年　月　日～　年　月　日）
□ 介護・看護 → 〔添付書類〕 □介護保険証（写）　または　□診断書		
介護・看護の対象者	（続柄：　）	（続柄：　）
介護・看護の状況	□入院または通院している家族に付き添い □居宅内介護・看護	□入院または通院している家族に付き添い □居宅内介護・看護
病名・障がい名		
病院・施設名		
通院状況	週・月　日 （期間：　年　月　日～　年　月　日）	週・月　日 （期間：　年　月　日～　年　月　日）
□ 災害復旧 → 〔添付書類〕 □申立書　および　□罹災証明書		
□ 求職活動 → 〔添付書類〕 □求職中を証明する書類（ハローワークカード（写）等）		
求職活動の状況	□求職活動中 □求職活動予定（　年　月　日～）	□求職活動中 □求職活動予定（　年　月　日～）
□ 就学 → 〔添付書類〕 □在学証明書等		
学校名		
通学状況	週・月　日 （時間：　時　分～　時　分） （期間：　年　月　日～　年　月　日）	週・月　日 （時間：　時　分～　時　分） （期間：　年　月　日～　年　月　日）
□ 育児休業 → 〔添付書類〕 □就労（就労予定）証明書		
期間	年　月　日～　年　月　日	年　月　日～　年　月　日
□ その他 → 〔添付書類〕 □申立書（その他の場合）		
（新生児の育児等）	□新生児の育児 □その他（　）	□新生児の育児 □その他（　）

＜市記載欄＞

区　分	□新規　□変更（　）□現況届	特記事項等
認定種別	□1号　□2号　□3号（非課税確認） □教育・保育2号あり	
副食費	別紙	